

令和8年4月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	北郡山 (北郡山1、北郡山2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月18日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が少なく地域内においては集積が進んでいる状況である。県認定である地域外の担い手を有効に活用することで耕作放棄地を未然に防いでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を基幹に転作物(小麦)の栽培により農地の有効利用を図る。
水稻・小麦栽培において矢巾カントリーEVを活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	125.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員会及び農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の声を踏まえながら必要に応じて対応する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水稻については農地中間管理機構を通じて地域内において耕作者を募るほか、県認定の担い手を有効に活用するほか、広く人材を集め矢巾町及び岩手中央農協と連携し地域内で育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
サービス事業者に作業の効率化が期待できるドローンによる防除作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵の管理や放置果樹の撤去など、地域における鳥獣を寄せ付けない対策を行うほか、町鳥獣被害防止対策協議会、町猟友会と連携し個体数の減少に取り組む。
②みどり戦略など出来ることから取り組みを検討する。
③ドローンをはじめとする省力化に資する取り組みを推進する。
⑤大臼沢地区については樹園地が広がっていることから地域の内外を問わず広く人材を集めて農地を管理する。
⑦自治会で畦畔の草刈りを行うなど、地域全体で農地の保全管理に努めている。